目 次

4200

月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月19日

福井県知事 杉本

達治

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和5年11

道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したの 第18条第1項の規定により、次のとおり公示

○福井県および岐阜県の区域の境界に係る道路の管理方法についての協議の成立

(四三七~四三九・道路保全課)

○道路の供用の開始 ○道路の区域の変更

四四三・同)

告

外 第 98 号 令 5 和 年 11月 19 日(日) 日 火 曜 発 行

告

示

福井県告示第437号 で、道路法(昭和27年法律第180号) 般国道417号の下記区間において、

道路種類 一般国道 417号 路線名 \equiv \equiv 新旧別 巣谷2番3まで 代6番から |今立郡池田町田代35字鷹 今立郡池田町田代35字鷹 今立郡池田町田代42字田 巣谷2番3まで 今立郡池田町田代35字鷹 巣谷2番3まで 今立郡池田町田代35字鷹 代6番から 今立郡池田町田代42字田 巣谷2番3まで 代5番から 代5番から 今立郡池田町田代42字田 今立郡池田町田代42字田 |X|三 単位: X-\J) 60.36 54.18 10.0 10.0 82 3.5 8.2 3.5 3,557.0 3,590.0 4,350.0 (単位: 4,350.0 X-}W) 河東

福井県告示第438号

道路法 (昭和27年法律第180号) 般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したの 第18条第1項の規定により、次のとおり公示

なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和5年11

犛

今立郡池田町志津原49 字大カベ22番3から 今立郡池田町志津原48

15.0

173.8

5.2

180.8

般国道

417号

犛

字林之谷15番2まで 今立郡池田町志津原49 字大カベ22番3から 今立郡池田町志津原48 字林之谷15番2まで

月19日から20日間一般の縦覧に供する。 令和5年11月19日 福井県知事 排水

a 井県和事
77.4
進行

	一般国道								路種	道		
	41~中					路線名						
		団			擽			整田竪				
N SH	字鷹巣谷2番19地先	今立郡池田町田代35	字鷹巣谷2番3から	今立郡池田町田代35	₩ Mr	字鷹巣谷2番19地先	今立郡池田町田代35	字鷹巣谷2番3から	今立郡池田町田代35		区間	
	35.6	}	4.5			35.6	}	28.3		X-\N)	(単位:	温
		104.2					104.2			X->N)	(単位:	延長

福井県告示第439号

94 で、道路法(昭和27年法律第180号) なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和5年11 般国道417号の下記区間において、道路改良工事に伴い、道路の区域を変更したの 第18条第1項の規定により、次のとおり公示

月19日から20日間一般の縦覧に供する。

令和5年11月19日

福井県知事 杉本 達治

路線名	
新旧別	
区	i i
福員(単位:	Î
延長 (単位: (本位:	

道路種類

X-\J)

X-\J)

7.0

福井県告示第440号

 \equiv 字林之谷15番2まで |今立郡池田町志津原49 7.6 180.8

字大カベ22番3から |今立郡池田町志津原48

するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとお り公示する。 一般国道417号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始

月19日から20日間一般の縦覧に供する。 なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和5年11

令和5年11月19日

福井県知事 杉本 達沿

一般国道	道路種類
41~早~	路線名
今立郡池田町田代42字 田代6番から 今立郡池田町田代35字 鷹巣谷2番3まで	供用開始の区間
令和5年 11月19日	供用開始の期日

福井県告示第441号

り公示する。

するので、道路法 一般国道417号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、次のとお

月19日から20日間一般の縦覧に供する。 なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和5年11

令和5年11月19日

福井県知事 校本 達治

一般国道	道路種類
41714	路線名
今立郡池田町田代35字 鷹巣谷2番3から 今立郡池田町田代35字 鷹巣谷2番19地先まで	供用開始の区間
令和5年 11月19日	供用開始の期日

3

福井県告示第442号

するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとお 一般国道417号の下記区間において、道路改良工事の竣工に伴い、道路の供用を開始

月19日から20日間一般の縦覧に供する。 なお、これを表示した図面は、福井県庁および丹南土木事務所において、令和5年11

令和5年11月19日

福井県知事 松本 達治

一般国道	道路種類		
417章	路線名		
4 今立郡池田町志津原48 1 字大カベ22番3から 7 今立郡池田町志津原49 字林之谷15番2まで	供用開始の区間		
令和5年 11月19日	供用開始の期日		

福井県告示第443号

阜県の区域の境界に係る道路の管理方法について次のとおり岐阜県と協議が成立したので 同条第5項の規定に基づき公示する。 道路法(昭和27年法律第180号)第19条第1項の規定に基づき、福井県および岐 令和5年11月19日 福井県知事 杉本 達治

行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定書

う。) 第19条第1項及び第54条第1項の規定に基づき次のとおり協定する 県知事(以下「乙」という。)は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」とい 行政区域の境界に係る道路の管理について、福井県知事(以下「甲」という。)と岐阜

(協定の対象

第1条 次に掲げる道路の区間を、本協定の対象とする。

一般国道417号	路線名
	区間
冠山トンネル 延長 4,830.4m (岐阜県 1,493.1m) (福井県 3,337.3m)	龠

第2条 前条に掲げる道路の区間は、甲をもって管理者とする

(事前協議

第3条 だし、緊急の場合は、この限りでない。 甲は、トンネルの修繕等を行う場合は、あらかじめ乙に協議するものとする。た

第4条 第1条に掲げる道路の区間の管理に要する費用(以下「維持管理費」という。) の負担割合は、トンネルの延長比とする。

(費用の支払い方法)

第5条 甲は、毎会計年度開始前に、維持管理費の予定額を乙に通知するものとする。

- のとする。 乙は、精算完了後、出納整理期間中に乙負担分の精算額を甲の請求により納入するも
- ない。 甲は、維持管理費以外に費用を要する場合には、あらかじめ乙に協議しなければなら

(通報及び調査)

ω

第6条 甲又は乙は、トンネルの管理に必要な情報を入手したときは、速やかに相互に連 絡するとともに事実関係を調査するものとする。

- 場合には、速やかに他方にその旨を通報するものとする。 甲又は乙は、トンネル内で事故、火災その他の非常事態が発生し、 その通報を受けた
- 3 甲又は乙は、前項の規定による通報を受けた場合は、直ちに現場で必要な措置を執る

802420

第7条 トンネルの設置又は管理の瑕疵により第三者に与えた損害の賠償については、 の都度甲乙協議するものとする。

ψ

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義の生じた事項については、 乙協議して定めるものとする。 (やの街)

この協定は、令和5年11月19日から施行する

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有す

令和5年11月19日

-福井県知事 杉本

0 岐阜県知事 田田 肇